

## 補助金調書

補助金名	「福岡県美術展覧会」事業補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化・アート振興部 文化振興課(TEL711-4665)	
交付先	団体	福岡県美術展覧会実行委員会	区分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため					
補助開始年度	昭和41	年度	経過年数	61	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>目的 本市の市民文化の振興を図り、もって心豊かに文化芸術を楽しむまちづくりを推進するため</p> <p>対象事業 福岡県美術展覧会実行委員会が主催する福岡県美術展覧会のうち、福岡市の区域内で開催されるもののほか、上記目的を達成するために必要な事業</p>					
補助金の終期	令和9	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	<p>①文化芸術を活かしたまちづくりの実現を図るという目標ははまだ達成しておらず、今後とも継続した取り組みが必要。</p> <p>②福岡県美術展覧会実行委員会は、公募展として県民の優れた作品を広く展示しており、本市市民が制作した作品も毎年多数展示されていることから、本市の文化芸術を振興するうえで必要性・公益性は薄れていない。</p> <p>③今後も補助を行うことにより、市民の創作意欲を高め、美術を通した豊かな生き方への支援活動が行われるため、本市の文化芸術振興に効果が見込める。</p> <p>④本市内で開催される美術活動の育成を目的とした事業は他にも認められるが、福岡県美術展覧会実行委員会が実施する事業はその中でも規模が突出しているため、公平性は保たれている。</p> <p>⑤金銭的援助以外の代替手段なし</p> <p>以上の理由により、終期を延長するもの。</p>					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>対象経費</p> <p>①会場設営に係る経費 会場借上げ料、設備使用料及び委託料</p> <p>②事業運営に係る経費 人件費、諸謝金、委託料、借損料、旅費、通信費及び諸経費</p> <p>③印刷及び広報宣伝に係る経費 印刷消耗品費及び委託料</p> <p>算定方法 交付の対象となる経費に10分の1を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内で交付</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	170 千円	170 千円	170 千円	170 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	公募の部で2,301点、会員の部で570点の出品があり、会期中には、7,419人の入場者を集めた。					
補助金交付 による効果	公募展の実施によって美術創作活動を振興するとともに、市民に美術作品を鑑賞する機会を提供し、福岡市の文化芸術の振興に寄与している。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。